

岐阜円徳寺所蔵の楽市令制札について

小 島 道 裕

はじめに

1. 制札の形状

2. 制札の内容と変化の意味

3. 信長制札以前の市場

付記—複製品の製作について

論文要旨

岐阜市所在の円徳寺には、加納という市場に宛てた楽市令の制札4枚が所蔵されている。昨年度その複製品を製作したことを機会に、そのモノとしての資料の特徴を紹介し、それに基づいて、制札の発給の意義について考察を行いたい。

この4枚の制札の中で、最も顕著な特徴を持つのは、最初に出された永禄10年(1567)の織田信長制札であり、柱と屋根を取り付けた跡や風化・変色の状態から、実際に長期間屋外に掲示されていたことが明らかである。これに対し、それ以後に出された3点は、その形跡がなく、また次第に形骸化しており、最初の制札に対する安堵であったと考えられる。

制札の内容と合わせて考えると、その意味は次のように解釈できる。すなわち、信長が斎藤氏を逐って入城した当時は、この市場には住民がおらず、領主が一方的に特権を与える形で制札を立てたが、それによって次第に住民が定着し、共同体もできたため、以後はこの町共同体に対して安堵の制札を与えていったのである。この制札の意義は、城下町へ商工業者の集住を図ることで、領主の手によって都市形成が進められていったことを示している点にあると見るべきであろう。

はじめに

岐阜市神田町所在の浄土真宗本願寺派円徳寺には、織豊期の6枚の制札が伝存している⁽¹⁾(表1)。うち4枚はいわゆる楽市令の制札であり、特に織田信長のものはよく知られ、楽市令について述べる際には必ず取り上げられている。その意味については様々な見解が提出されてきた⁽²⁾が、しかしこれまでの研究は、そこに書かれた内容についての議論であり、制札という、モノ

表1 円徳寺所蔵制札

	日付	発給者	宛所
A	(1567) 永禄10年10月	織田信長	楽市場
B	(1568) 永禄11年9月	織田信長	加納
C	(1583) 天正11年6月	池田元助	加納
D	(1584) 天正12年7月	池田輝政	加納
E	(1567) 永禄10年9月	織田信長	北加納
F	(1600) 慶長5年8月	織田秀信	加納寺内

としての資料自体については、ほとんど検討が加えられてこなかったと言えよう。だが言うまでもなく、これらは当時の制札の原品としてそれ自体高い資料価値を持ち、またそのあり方は、そこに書かれた内容や伝来とも当然関わってくるはずである。

幸い、昨1990年度に楽市令制札4枚の複製品を製作することができ、またその過程で原品の詳細な観察を行ない、

新たな知見を得ることもできた。完成した複製品自体がその成果であるわけだが、ここで原資料についてのデータを紹介し、合わせてその発給され、伝存してきた背景と意味について若干考察してみることにしたい。また、あえて楽市令の4点すべてについて複製を行なったことのねらいも、その中で説明したいと思う。

1. 制札の形状

まず、それぞれの制札についての所見を述べたい。なお、材はすべて目の細かい柃目の檜である。

A 永禄10年10月 織田信長制札

全長：37.5cm 幅：32.7cm 厚さ：0.7～1.0cm

2枚の板を継いであり、内部の4カ所に竹釘と思われるものを使ってつないである。後述のC、Dも同様に2枚を継いであり、後から生じた割れではなく、当初からの板継目であると考えられる。あるいは板の規格等の関係から、必要な幅の板が入手しにくかったものだろうか。いずれも向かって右側、つまり日付・署判とは反対の、文書の袖の側で継いでいるのは、改竄

〈积文〉

定

楽市場

一当市場越居之者、分国往還不可
 有煩、并借銭・借米・地子・諸役令免許訖、
 雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事、
 一不可押買・狼藉・喧嘩・口論事、
 一不可理不尽之使入、執宿非分不可懸申事、
 右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、
 仍下知如件、

永祿十年十月 日

(織田信長)
(花押)

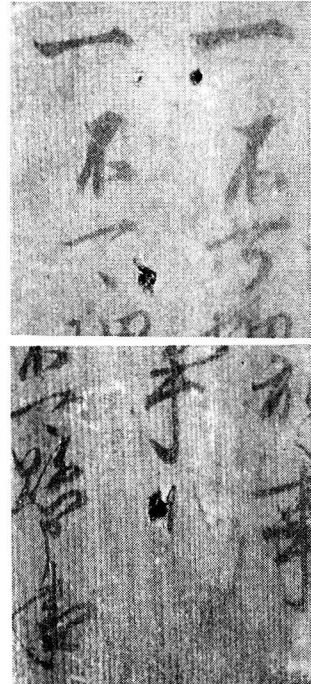


写真1 制札A 板面の釘穴（柱の跡）
 (写真上の上方は後に吊した際のものと思われる穴。左側は詰め物が入られている。)

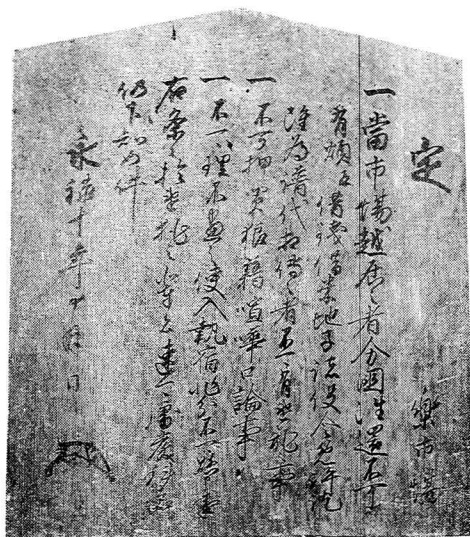
防止のためと思われる。

形状は、中央部が厚く、両端がやや薄くなるように削られている。

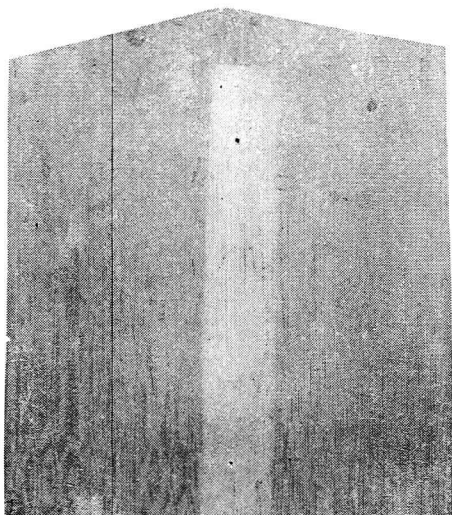
特にこの制札に顕著な特徴として、全体に風化の跡が明瞭で、色が焦茶色に変色している。また裏面には、柱に付けられていた部分のみが変色せずにはっきり残っている（写真3）。しかし、しばしば見られるような、木目や墨書の部分のみが浮き出るような状態にはなっておらず、おそらく、屋外の、しかも雨の当たらない場所に、長期間掲示されていたものと推測される。なお、柱に付けられていたことは、制札の板面中央に、打ち付けられた際の釘穴が2つ残っていることから確認される（写真1, 3）。穴の形状から、釘はおよそ3mm角のものが用いられたことがわかる。



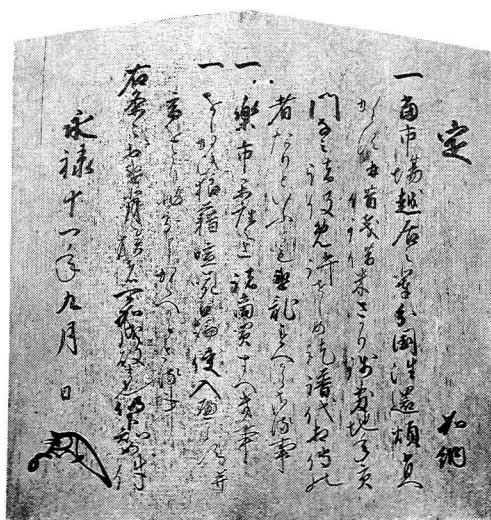
写真2 制札A 天部木口の釘穴（屋根の跡）



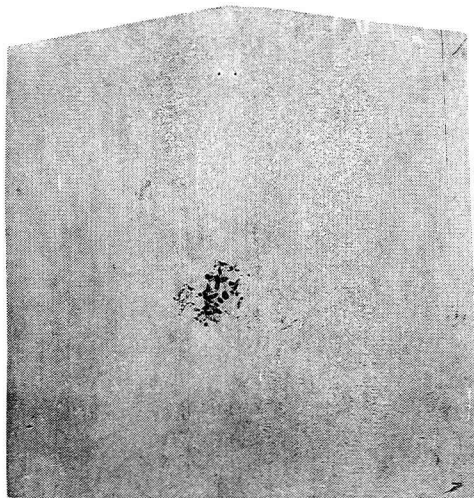
A 織田信長制札 (永禄10年) 表



同裏

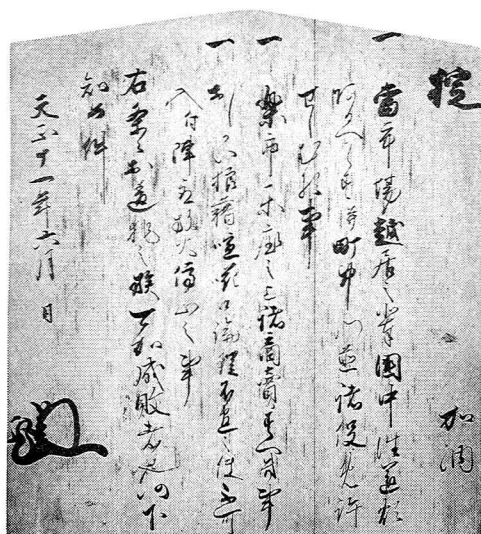


B 織田信長制札 (永禄11年) 表

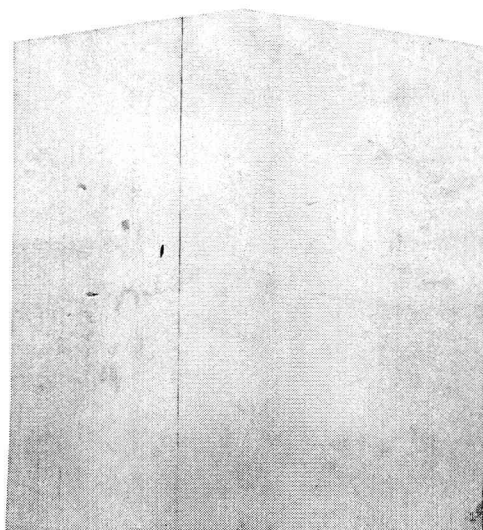


同裏

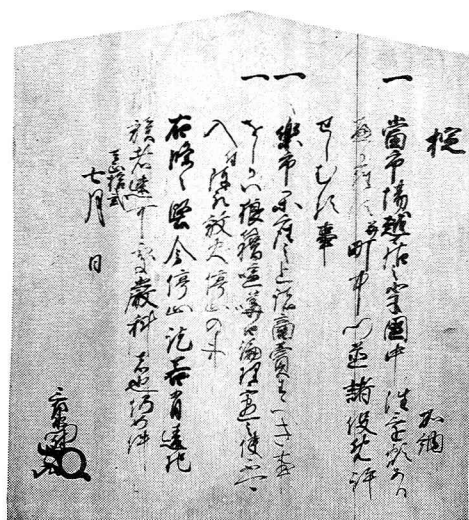
写真3 円徳寺所藏築市令制札



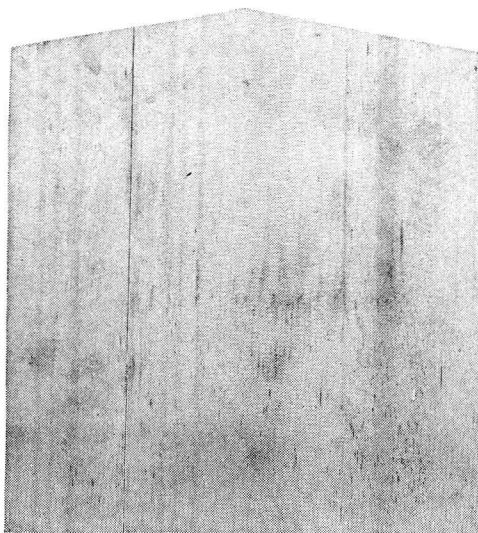
C 池田元助制札 表



同 裏



D 池田輝政制札 表



同 裏

また、天部の木口には、屋根を取り付けた釘穴がある（写真2）。向かって左側は3カ所、右側は板継目をさけて4カ所であり、釘穴は柱へ打たれたものよりやや小さく、一辺2mm強ほどの釘が用いられたと思われる。

この他、板面には、上側の釘穴の上方に、やや小さい2つの穴が横並びで開いている（写真1）。柱の中心からはかなりずれており、また柱に付けられた痕跡のないBにも同様のものが見られることから、釘穴ではなく、柱から外された後に、吊すために開けられたものと思われる。下側の木口の向かって右寄りには、左から「□四弥」のような刻書が見られ、Bにも同様のものがあるが、意味は未詳である。ただ、変色した表面に書かれていることから、当初からのものではないと思われる。

B 永禄11年9月 織田信長制札

全長：35.9cm 幅：34.0cm

厚さ：0.6～1.4cm

〈釈文〉
定 加納
一当市場越居之輩、分国往還煩有へ
からず、并借錢・借米・さかり銭・敷地年貢・
門なミ諸役免許せしめ訖、譜代相伝の
者たりといふとも、違乱すへからざる事、
一樂市樂座之上諸商売すへき事、
一をしかひ・狼藉・喧嘩・口論・使入へからず、
宿をとり非分申かくへからざる事、
右条々、於違背族者可加成敗者也、仍下知如件、
（織田信長）
（花押）
永禄十一年九月 日

継目はなく、1枚の板で作られている。向かって左上にひび割れがあり、天部の木口には、これを補強したと思われる小さい釘穴（鏝か）がある。

形状は、全体に厚手だが、向かって左が薄く右が厚い不均等な厚みになっている。裏面には、Aも同様だが、槍鉋で削った跡と思われる筋状の凹凸が明瞭に認められる。

天部木口には、先述の釘穴の他、屋根を取り付けた跡の釘穴が、左右3カ所ずつにあるが、穴は竹釘を打ち込んでふさがれている（写真4）。

板面には釘穴はなく、また裏面にも柱に取り付けられていた形跡はない（写真1）。ただ、Aと同様の、吊すための紐を通したと思われる穴が中央上部に2個横並びに開けられている（写真4）。穴の間はやや色が薄く、紐の跡と思われる。

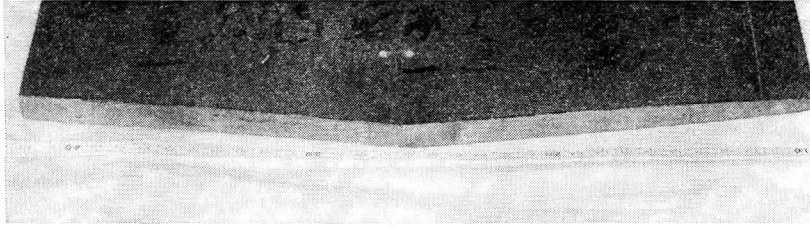


写真4 制札B 天部木口の釘穴（屋根の跡）

風化の跡はほとんどなく、表面は文字のかすれ等もなくきれいである。少なくとも長期間屋外にあったことは考えがたい。

裏面には、中央部に墨が付いているが（写真3）、いつのものかは判断しがたい。また、底部木口には、Aと同様に「□四弥」のような刻書があるが、やはり意味はよくわからない。

C 天正11年6月 池田元助制札

全長：40.3cm 幅：36.1cm

厚さ：1.0～1.2cm

〈釈文〉

掟 加納

一 当市場越居之輩、國中往還煩
あるへからず、并町中門並諸役免許
せしむる事、

一 楽市楽座之上諸商売すへき事、
一 おしかい・狼藉・喧嘩・口論・理不尽之使不可
入、付、陣取・放火停止之事、

右条々、於違犯之族、可加成敗者也、仍下
知如件、

天正十一年六月 日
(池田元助)
(花押)

Aと同様に、2枚の板を継いでいる。

縦・横とも、他のものよりやや大きい。また、現状では、向かって右上の「掟」や「一」の文字および左下の花押が若干欠けており、字配りもやや不自然なことから、周囲がかなり削られていると思われ、もとは更に大型だったと推測される。

風化の跡は見られず、釘穴などもひとつもない。柱に取付けた跡、屋根を付けた跡、吊した跡などの形跡は全く見られない。

D 天正12年7月 池田輝政制札

全長：37.8cm 幅：33.8cm

厚さ：0.5～1.0cm

〈釈文〉

掟

加納

一 当市場越居之輩、國中往還煩ある

へからず、并町中門並諸役免許

せしむる事、

一 樂市樂座之上諸商売すへき事、

一 をしakai・狼藉・喧嘩・口論・理不尽之使不可

入、付、陣取・放火停止の事、

右条々、堅令停止訖、若有違犯

族者、速可処嚴科者也、仍如件、

天正拾貳

七月 日

(池田輝政)
三左衛門尉(花押)

A・Cと同様に、二枚の板を継いでいる（内部に三本の釘状のものが見える）。形状は、中央上部がやや薄い。C同様に、釘穴等の穴は全くなく、風化の跡も見られない。

以上が樂市令の内容を持つ4点の制札である。残る2点は、内容・宛所ともこの4点とは異なり、今回も複製の対象としていないが、比較のため、信長の出した永禄10年の北加納宛での制札についても所見を述べておきたい。

E 永禄10年9月 織田信長制札

全長：37.9cm 幅：33.0cm 厚さ：0.3～0.9cm

〈釈文〉

北加納

右、当郷百姓等可罷歸候、

然上者、伐採竹木、猥作毛刈

取、於令狼藉者、可加成敗者也、

仍下知如件、

永禄十年九月

日

(織田信長)
(花押)

継目はなく、1枚板である。形状は、向かって左側が薄い。裏には、A、B同様に槍鉋の削り目がはっきり残る。

板面に釘穴等の穴は全くなく、裏面にも柱に取付けた跡はないが、天部木口には左右3カ所ずつ、計6個の釘穴があり、屋根は取付けられていたことがわかる。風化の跡は特に見られず、文字も明瞭に残っている。

以上、煩をいとわず所見を書きつらねたが、その特徴を比較してまとめれば、表2のようになる。

表2 制札の形状の特徴

	屋根	柱	風化	吊穴	板継目
A	○	○	○	○	○
B	○	×	×	○	×
C	×	×	×	×	○
D	×	×	×	×	○
E	○	×	×	×	×

まず柱に付けられた形跡があるのは、Aの永禄10年楽市場宛て織田信長のもののみであり、また、風化の跡が明瞭で、屋外に、少なくとも長期間さらされていたことが窺えるのもAだけである。(吊し穴はAとB、すなわち市場宛て

の信長の制札2点にあるが、これはおそらく二次的に、Aが柱からはずされた後、AとBと一緒に収蔵されていた際に開けられたものであろう。)そして、屋根が付けられていた形跡があるのは、A、B、およびE、すなわち永禄10~11年に信長が出した制札のみで、それ以降のものには、最初から屋根は付けられていない。

以上の特徴を時間的な差として整理すれば、次のようになろう。すなわち、Aの楽市場宛て信長制札は、一連の制札の最初のものであり、それ故に、実際に柱に付けて立てられ、かなりの期間掲示され続けた。次に出されたBおよびC・Dは、Aで与えられた特権の安堵という性格のものであり、それ故に、実際に屋外に立てて用いられることは、少なくとも長期にわたってはなかった。特にC・Dは屋根も付けられておらず、最初から屋外に出すことを考えていなかったと思われる。つまり実質的には紙に書かれた文書と同じなのだが、それ以前に与えられた掟書が制札で出されていたため、それを踏襲する意味で制札という形がとられたにすぎないと言えよう。屋外に掲示するという、制札本来の意味が薄れたことによる形骸化である。

2. 制札の内容と変化の意味

次に、楽市令の制札に書かれた文面についても少し考えてみたい。

4枚の制札は、すべて三条から構成されているが、相互に異なる点は、まず宛所がAの「楽市場」からB以降「加納」へ変化すること、そしてそれに伴ってB以降の第二条が「楽市楽座の上諸商売すべき事」になり、またAの第二・第三条がB以降の第三条に統合されることである。この宛所の変更に伴う変化を除けば、内容の相違は第一条の内訳のみと言ってよく、それをまとめれば表3のようになる。

すなわち第一条の内容は、項目数の多いA・Bで言えば、①自由通行、②債務破棄、③地子免除、④諸役免除、の4項目にまとめることができ、更にA・Bでは、譜代相伝の者であっても違乱を禁じる、という付言(勝俣氏の言う「身分解放条項」)がある。そしてC・Dでは、②

表3 第一条の内容

	自由通行	債務破棄	地子免除	諸役免除	「譜代相伝・・・」
A	○	○	○	○ (諸役)	○
B	○	○	○	○ (門並諸役)	○
C	○	×	×	○ (町中門並諸役)	×
D	○	×	×	○ (町中門並諸役)	×

と③、およびこの付言が消失する、という形で変化しているのである。

順を追って各制札の相違(変化)を見ていくと、まず①自由通行は、A・Bでは「分国往還」、C・Dでは「国中往還」となっており、これは言うまでもなく前者の発給主体が個々の領主を超越した権力である信長なのに対し、後者が一大名(岐阜城主)にすぎない池田氏であることによる差である。既に述べたことだが、第一条末尾の「譜代相伝・・・」の付言がA・Bにしかないのもこれと同じ理由であり、他領の領民が移住してくることを保証することができたのは、上級権力である信長だからであり、実際にこれが含まれている楽市令(都市法)は、他には信長の安土掟しかない。勝侯氏のように、これを市場の持っていたアジール性が否定されていく過程とするのは当たらない。⁽³⁾

次に②債務破棄条項は、Aでは「借錢・借米」、Bでは「借錢・借米・さかり銭」となっており(「さかり銭」は売買の掛銭のことで、借錢・借米と合わせて債務全体を表しているのだが)、この条項がC・Dで削除されるのは、まさにA・BとC・Dの時間的差異に由来すると思われる。つまり、A・Bは市場への集住が始められ、進んでいる最中であり、そこへ来住すれば債務が破棄されるということが集住の大きな誘因となったのに対し、それから15年を経て住民が定着しているC・Dの段階では、逆に住民の持つ債権の保護を図らねばならないのである。これも既に述べたことだが、楽市令(都市法)での債務破棄条項は、いずれも都市の新設ないし復興の際に集住を図るための一時的な措置であり、論理的にもいつまでも続けることはできないはずのものなのである。⁽⁴⁾

③地子免除も、A・BのみであってC・Dにはない。これは領主側が免除を拒否して課税を行なったとも解釈できるが、これも、この間の住民の定着という要因を考慮すれば、住民内部で土地所有が進展したため、一律に地子免除を令することができなくなったと見ることもできよう。⁽⁵⁾

④の諸役免除は4枚の制札に共通する項目だが、しかしこれもよく見ると微妙に表現が変化している。すなわち、Aでは単に「諸役」であったものが、Bでは「門なミ諸役」に、さらにC・Dでは「町中門並諸役」となっているのである。やはりこれも、住民が定着し、町並みと町共同体が形成されていく過程を示すものと言えるであろう。

以上、制札に盛込まれた内容の変化について検討し、それが、信長と池田氏の権力の性格の差によるものを除けば、時間の経過に伴う、制札を受取る主体すなわち市場への来住者(住民)

側の状況の変化によるものであることを述べた。

そして、宛所の変化、および最初に述べた制札の形態的な特徴の変化も、これに対応したものであると見ることができる。

すなわち、AとBは内容も発給者も同じであるにもかかわらず、宛所が「楽市場」から「加納」へ変化したのは、この間に制札を発給される主体としての「加納」という共同体（町）ができたからではないだろうか。逆に言えば、Aは市場にまだ住民が定着しておらず、制札を受取る主体が無い段階で、領主の側から一方的に、来住すべき人間のために、その場の特権を定める形で発給された制札なのである。そこへ住民が定着することで、制札を受取る主体となる。Aが明らかに実際に立てられた制札であるのに対し、Bがその安堵として受け取られたのみで、⁽⁶⁾少なくとも長期間屋外に掲示されていないことは、こうした違いを意味していると思われる。C・Dは、その更に安堵である。おそらく領主が替わった際に、同様の制札の発給を願い出て与えられたものであり、既に定着した住民の利害が反映されていることについては先述した。

言いかえれば、このAからB、さらにC・Dへの変化は、場与えられた法から住民へ与えられた法への変化の過程、とも言うことができよう。市場自体が、この間に住民のいない場から住民を持つ場へと変化するものであり、制札が、実際に立てられた本来の形から次第に形骸化していくのは、この変化に伴うものでもある。

なお、Dは内容も形態もCとほとんど異なる所がなく、全くの安堵の繰返しと言ってよいと思われるのだが、子細に見ると様式に若干の相違があり、まず年号が、それまでの書下し年号から付年号になり、署判の位置も、日下から奥下に移されている。これは、領主と制札を与える市場（住民）側との関係の変化を示すものであり、新たに領主として入部した池田元助から、次の代に替わった段階で領主がより強い立場に出たとも言え、また領主の側から見て、積極的に市場への住民の定着を図る必要のあったA・Bの時に比べ、既に町場として確立を見ているこの段階では、もはや大きな特権を与えて保護を加えることの必然性が見出しがたくなってきたためとも言えよう。

制札の大きさを見ても、この池田輝政のものは板が薄く、ややきゃしゃな感じで、存在感が乏しい印象を受ける。これ以後に「加納」宛てに出された制札は残っていないが、実際にこれが最後の制札となったのであろう。その後「加納」は、おそらく独立した町場として文書の発給を受ける主体ではなくなり、岐阜の惣構の外に発達した「外町」の一部を構成する形で存続していったものと思われる。⁽⁷⁾

3. 信長制札以前の市場

「加納（楽市場）」というこの市町の形成とその結果がこのようであるとすると、ひるがえって、信長がこの地に「楽市場」宛ての制札を立てる以前はどうだったのか、この制札は市場の新設なのか安堵なのか、という点が再び問題となる。これについては、かつては信長の楽市楽座という新しい政策とされ、⁽⁸⁾ それに対して勝侯鎮夫氏が、宛所が「楽市場」であるという文書の様式から、これを以前からあった寺内の楽市場に対する安堵とし、⁽⁹⁾ 筆者もこの「安堵」という点に関しては勝侯氏の指摘に賛意を表した。しかし、本稿で述べてきたところでは、「楽市場」宛ての制札Aは、B以降とは異なり、新たに領主となった信長側から、受け取る主体（住民）の無いままに、場の特権を定める形で出されたものということになり、これを安堵と見る解釈とは必ずしも一致しないことになる。実態としては、要は信長が制札Aを出した時点で住民がない（組織がない）ということであり、次の3つの場合が考えられよう。

- ① 全く市場がなかった。（新設）
- ② 市場があり、住民もいたが、戦乱で荒廃した。（復興）
- ③ 市場があったが、住民が定着するには至っていなかった。（継承）

①なら当然新規、②・③なら一種の安堵ということになろうが、論理的には、いずれの解釈も可能である。『一遍上人絵伝』の信濃伴野市を思い起こせばわかるように、市場には本来住民はいないのであり、住民の存否で市場があったかどうか（①か②③か）を決めることはできないのである。問題はむしろ、そうした場であったはずの市場に積極的に来住を促進して、住民の定着した町場を作ろうとしている点であり、これが近世城下町へもつながっていく大名権力の新たな政策と評価すべきものである。しかしこの点も、信長が新たに始めたのか（①）、すでに斎藤氏がある程度まで進めていたのか（②か、あるいは③でも可能性が有る）は明らかではない。

要するに、制札から得ることのできる情報自体からはこの問題に回答を与えることはできないのであり、斎藤氏の大名権力としての性格をどう考えるか、という形で問題を後に残さざるをえない。私としては、この加納（楽市場）と共に岐阜の総構えの口にあった岩倉・中河原という市場が斎藤氏の時代からあったという所伝や、やはり「楽市」である六角氏の石寺新市の事例などから、斎藤氏時代にもここに市場があったことは間違いないと思う。しかしそれは、おそらく交易の場として岐阜の中心地機能を高めるためのものであり、ここへ積極的に商工業者の集住を図りだしたのは信長からなのではないだろうか。この点に斎藤氏と信長との権力の質の差を想定しておきたい。

なお、斎藤氏時代にあったとされる3つの市場のうち、残る岩倉と中河原だが、この2カ所

は長良川の河畔に位置し、水害に会いやすいこと⁽¹⁰⁾から、中世的な市場の所在地としては好適だったと思われるが、安定した住民の居住地としてはふさわしい立地ではなく、商工業者の集住地としての新しい(近世的な)城下町への道が選ばれた段階で城下域からはずされ、積極的な保護を受けることもなくなったのではないかと考える。信長から制札を与えられたのは、加納の楽市場だけだったであろう。

註

- (1) 表1 A～Dは岐阜県指定重要文化財。Eは付けたり指定。
- (2) 研究史については、拙稿「戦国期城下町の構造」(『日本史研究』257, 1984年)を参照されたい。
- (3) a「楽市場と楽市令」(『論集 中世の窓』1977年, 吉川弘文館, 同『戦国法成立史論』1979年, 東京大学出版会)。この制札については、その後b「織田信長の入城と城下」(『岐阜市史』通史編原始・古代・中世, 1980年), c「売買・質入と所有観念」(『日本の社会史 4 負担と贈与』岩波書店1986年)で再論されている。これに対する筆者の見解については、拙稿(2)および「戦国・織豊期の城下町」(『日本都市史入門 2 町』1990年, 東京大学出版会)を参照されたい。
- (4) 拙稿前掲(2)および「織豊期の都市法と都市遺構」(本誌第8集, 1985年)。
- (5) これも既に述べたが、信長の安土掟でも地子免除の条項はない。地子免除は領主の一存で簡単に行なうことはできず、諸役免除のように単純でない。(拙稿前掲(4)。なお脇田晴子「日本中世都市と領主権力」(『歴史学研究』471, 1979年, 同『日本中世都市論』1981年, 東京大学出版会)参照)。
- (6) 制札が発給された直接の契機は、信長の上洛に伴う軍勢の集結であったと考えられている(勝俣前掲(3)a)。
- (7) 幕藩体制のもとでは、岐阜は尾張藩領、「加納(楽市場)」のあった部分の上加納は加納藩領となり、町場の部分は天明3年(1783)に「御園町」として分郷されるが、実質的には岐阜の都市域の一部であり、しかも加納の城下の町場を上回る経済力を持っていたようである(『岐阜市史 通史編近世』1981年, 230頁)。
- (8) もっとも旧『岐阜市史』(中島俊司編, 1928年)は斎藤氏時代からのものとする。
- (9) 前掲(3)。
- (10) 中河原の市神の榎は天文年間の洪水で流失したとされ(『岐阜志略』), また岩倉の旧集落は近代の河川改修で水没している。

付記一複製品の製作について

最後に、複製品の仕様について説明しておきたい。

制札のような立体的な資料を現状のまま複製する方法としては、基本的に「型取り」と「見取り」の2つがある。前者は原資料から直接型を取って樹脂で製作する方法で、形を正確に再現できることが最大の利点だが、原資料の性質や状態によっては損傷を与える危険があり、また材質が原資料と異なることによる制約がある。後者は原資料の計測と観察に基づいて、原料を加工して製作する方法で、形の厳密な再現は困難だが、原資料に触れずに行なうことができ、また原資料と同じ材料を使うことが可能なのも利点である。

昨年度の複製では、できるだけ厳密な現状複製を目的としたことと、原資料が虫損等もほとんどなく、表面も安定した状態で、損傷を受ける危険がないと判断されたことから、「型取り」の方法で行なうこととした。

具体的な工程は、およそ次のようである。

- 1 原資料の表面を保護するため、錫箔で全面を覆う。
- 2 シリコン樹脂を表面に塗り、更に石膏で固めて型を作る。
- 3 型をはずし、エポキシ樹脂を流し込んで成形する。穴などは原資料の観察に基づいて整形する。
- 4 原資料から色見本を取り、彩色する。
- 5 文字については、原資料から写真原板を作成し、形を校正の上、シルクスクリーンで印刷し、更に修正する。

結果としては、形については、箔の厚みなどにより甘くはなっているが、厚みの偏差や鉋の跡なども比較的良好に再現されている。ただ木目については、原資料が目が細かく、またほとんど浮き出てもいないため、複製品にはある程度は形が出ているものの、表現としては手書きで行なった。このため、見た感じはよく出ているが、間隔などは厳密には同じものではない。また文字については、形は何度も校正を行なってかなり原資料に近いものとなったが、墨の濃淡などの感じにやや差が残るのはやむを得ない所であろう。全体としては、単なる展示用資料ではなく、あるところまでは原資料に代り得る資料価値を持った複製品に仕上げる事ができたと考える。

以上が昨年度行なった製作であるが、複製には、この現状複製とは別に、復原複製というやり方がある。これは、前者が汚れや破損などまで含めて資料の現在の姿を忠実に再現しようとするのに対して、それらの後から加わった要素を取り除き、また欠失した部分を補って、資料が製作された当初の姿を推定して製作を行なう方法である。本文で述べたように、制札Aには柱と屋根の付いていた跡が明瞭に残っており、現状が発給された当初の姿と異なること、そしてそれをかなりの確度で復原することが可能なことが明らかとなったため、制札Aの復原複製を行なうことを予定している。今度は実際に木を用いて、発給当初の姿にできるだけ近付けることを目標に製作する計画であり、そのことを通じて、この制札の本来の姿を示すと共に、その現状との差—汚れや様々な痕跡それ自体が、資料が使用され伝存してきた過程を表す資料なのだということを明らかにできるものと思う。いずれ、現状複製と復原複製の両者を並べて展示したいと考えている。

なお、複製品の製作と本稿の執筆にあたり、円徳寺住職松田宗雄師、松田明宗師および保管にあたっておられる岐阜市歴史博物館と担当の土山公仁氏から多大な御協力と御教示を得た。末尾ながら記して謝意を表します。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)

Free Market Boards Possessed by Entokuji Temple, Gifu

KOJIMA Michihiro

The Entokuji Temple in Gifu city possesses four boards, each containing free market permission issued to a market named Kanoh. Last year, replicas of these boards were made, and this paper takes this opportunity to introduce the characteristics of these materials as objects, and also examines the significance of board issuance based on these characteristics.

Of these four boards, the most remarkable one is that first issued in the 10th year of Eiroku (1567) by ODA Nobunaga. Judging from the traces of the pole and the roof attached, and from its weathered and discolored condition, it is clear that the board was actually put up outside for a long time. The remaining three boards, however, have no such traces, and are gradually changing into a mere shell, which means that they can be regarded as confirmation of the first board.

When considering the contents of the boards together, their meaning can be interpreted as follows. At the very time when Nobunaga entered the market, driving the Saitoh family away, this market was empty. The feudal lord unilaterally put up the board to privilege the market, and because of this, people gradually came to settle down and a community came to be formed. After that, the boards were given to the town community in confirmation of the first board. The significance of these boards lies in the fact that a city was formed by a feudal lord by attracting commercial and industrial people to his castle town.